

平成17年12月22日
警察庁長官官房総務課

警察改革の持続的断行について

国家公安委員会・警察庁は、平成12年8月に策定した「警察改革要綱」に基づき、国民の警察に対する信頼を回復するため、都道府県公安委員会・都道府県警察と共に警察改革に取り組み、この度、警察改革の推進についての総合評価書（別添1）を取りまとめた。

この5年余りの間に、「警察改革要綱」に掲げる施策をすべて実行に移すとともに、厳しい治安情勢に対処し治安を回復するための諸対策に取り組んできたが、不祥事が後を絶たず、また、治安情勢も依然として厳しい状況にあるなど、警察改革はいまだ道半ばにある。

国家公安委員会・警察庁は、総合評価書において指摘した改善事項について改善策を講じ、「警察改革要綱」の着実な実施と充実を図るとともに、警察改革を持続的に断行し、治安と信頼の回復を図るため、警察改革の持続的断行のための指針を取りまとめた（別添2）。

警察改革の持続的断行について - 治安と信頼の回復に向けて -

警察をめぐる不祥事が続発し、国民の警察に対する信頼が大きく失墜した中、平成12年7月、警察刷新会議の「警察刷新に関する緊急提言」が国家公安委員会に提出された。国家公安委員会・警察庁は、これを重く受け止め、同年8月、「警察改革要綱」を策定した。以降、国家公安委員会・警察庁は、都道府県公安委員会・都道府県警察と共に警察改革に取り組み、5年余りが経過した。

この間、「警察改革要綱」に掲げる施策をすべて実行に移し、また、厳しい治安情勢に対処するため、警察改革の精神の下、治安回復に取り組んできた。

しかしながら、警察の予算執行をめぐる不適正事案が相次いで判明し、また、非違事案が依然として少なからず発生している。一方、刑法犯認知件数は昭和期の約2倍の水準にあるなど、治安情勢は依然として厳しい状況にある。

国家の存立と社会の発展の基盤である治安の回復は、国民の警察に対する信頼の回復なくしては実現困難であるが、そのための警察改革は、いまだ道半ばにある。

国家公安委員会・警察庁は、国民からの厳しい批判を反省、教訓として「警察改革要綱」を策定した原点に立ち返り、下記のとおり、警察改革を持続的に断行する。

記

1 「警察改革要綱」の着実な実施と充実

警察改革の推進についての総合評価書（平成17年12月、国家公安委員会・警察庁）において指摘した改善事項について改善策を講じ、「警察改革要綱」に掲げる施策を着実に実施し、その定着と更なる充実を図る。

2 治安の回復

関係機関・団体と連携して治安回復に向けた取組みを推進した結果、刑法犯認知件数は平成15年、16年と2年連続減少し、指数治安は改善されつつあるが、体感治安はそれに比して、子どもが被害者となる凶悪事件の多発や暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の深刻化等に示されるように、国民の不安を解消するに至っていない。また、世界各地で無差別テロが発生しており、テロ情勢も依然として厳しい状況にあるほか、交通事故死者数が過去最悪であった昭和45年の半数以下にまで減少する中で交通事故負傷者数は年間100万人を超える高い水準にある。

国民が真に治安の回復を実感できるよう、

「緊急治安対策プログラム」（平成15年8月、警察庁）及び「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月、犯罪対策閣僚会議）

「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」（平成17年6月、犯罪対策閣僚会議）等に基づく、関係機関、地域住民やボランティア団体等と連携した安全で安心なまちづくり

「組織犯罪対策要綱」(平成16年10月、警察庁)

「テロ対策推進要綱」(平成16年8月、警察庁)及び「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部)

平成15年の「10年間で交通事故死者数を5,000人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す」との政府目標の達成と交通事故減少に向けた交通安全対策

第一線の過重な業務負担の軽減と士気高揚を図りつつ、犯罪の抑止と検挙をより一層推進するための警察の業務の在り方の見直し

各都道府県警察の「地域警察を中心とした精強な第一線警察を構築するための総合プラン」

等による犯罪・事故の抑止や国民の不安の解消に重点を指向した取組みを推進するほか、治安情勢の変化に対応した的確な措置を講ずる。

3 幹部を始めとする職員の意識改革

いまだ道半ばにある警察改革を持続的に断行するためには、幹部を始めとする一人一人の警察職員に警察改革の精神を徹底することが不可欠である。大量退職・大量採用時代を迎え、警察改革の精神を風化させないため、学校教養、職場教養等あらゆる機会をとらえ、幹部を始めとする職員の意識改革を継続して行う。

特に、「警察刷新に関する緊急提言」において警察の持つ問題点として指摘された警察の「閉鎖性の危惧」、「国民の批判や意見を受けにくい体質」及び「時代の変化への対応能力の不足」について、繰り返し、幹部を始めとする職員に自省を促し、警察行政の透明性の確保と説明責任の自覚、国民の要望・意見の把握と誠実な対応、治安情勢の変化への機敏な対応に努め、国民のための警察を確立する。

4 不祥事の防止

警察改革を推進する中、警察の予算執行をめぐる不適正事案が相次いで判明し、監査が十分なチェック機能を果たしていなかったことや職員の適正経理の重要性に対する認識が不十分であったことが明らかとなった。また、厳正な監察を実施した結果、業務上の非違事案の懲戒処分者数は平成12年以降、一貫して減少し、私行上の非違事案についても14年をピークに減少傾向にあるが、依然として、職員の非違事案が後を絶たない。

警察に対する国民の信頼を確保するためには、不祥事の防止が不可欠であり、

会計経理の透明性の確保と監査の強化

会計経理に関する職員教育の強化

非違事案の防止に重点を置いた監察の強化

非違事案に対する厳正な処分

幹部の管理監督責任の一層の自覚

を更に徹底する。

5 公安委員会の管理機能の一層の充実強化と警察改革の推進状況の不断の検証

国家公安委員会と都道府県公安委員会は、管理機能の一層の充実強化に努めるとともに、少なくとも、年に1回、それぞれ警察庁、警視庁又は道府県警察本部から上記の推進状況や課題、問題点等について報告を聴取し、検証を行う。